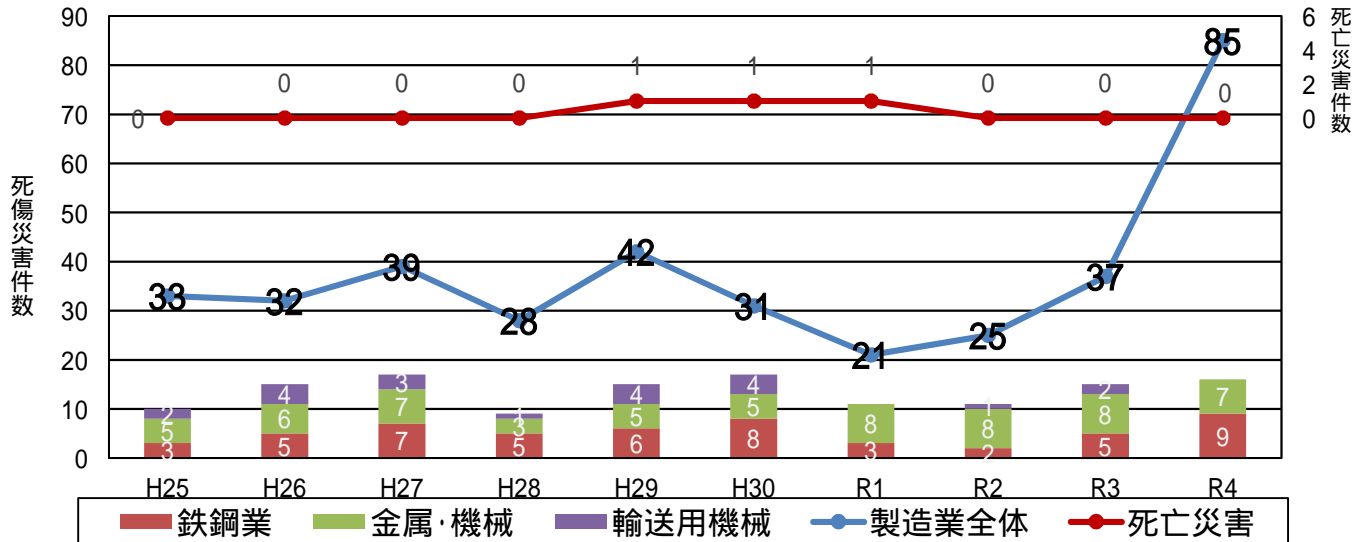


胆振から死亡労働災害を撲滅しよう！

室蘭労働基準監督署独自スローガン

現場力で築く だれもが安心して働ける**しいばり**

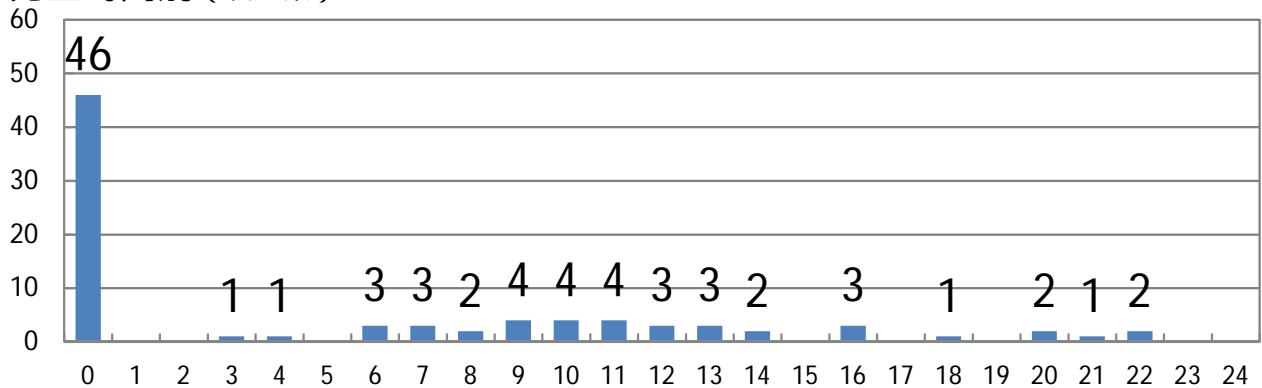
1 業種別年別の推移（製造業）



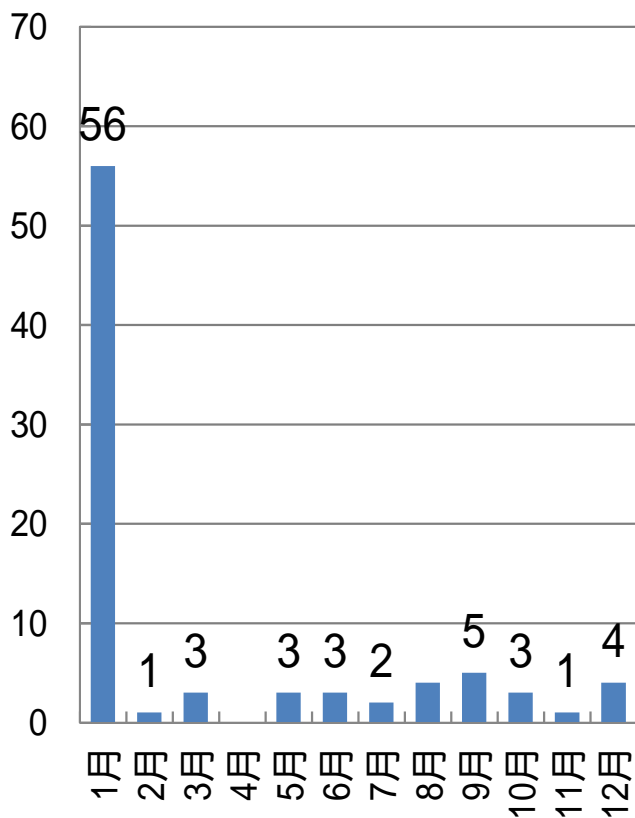
2 事故の型別・起因物別（製造業）

事故の型	起因物	作業床、歩み板	その他の起因物	その他の環境等	階段、棧橋	高所作業車	その他の一般動力機械	人力運搬機	アーク溶接装置	はしご等	フォークリフト	建築物、構築物	属加工用機械	その他の金属加工用機械	旋盤	開口部	食品加工用機械	通路	その他の装置、設備	金属材料	起因物合計
転倒		1		4	1			1										2			9
その他			59																		59
崩壊、倒壊						1															1
はさまれ、巻き込まれ							2					1			1		1			1	6
動作の反動、無理な動作								2			1										3
高温・低温の物との接触									1												1
墜落、転落					1					1								1			3
激突され														1							1
火災																			1		1
踏み抜き																				1	1
起因物合計		1	59	4	2	1	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	85

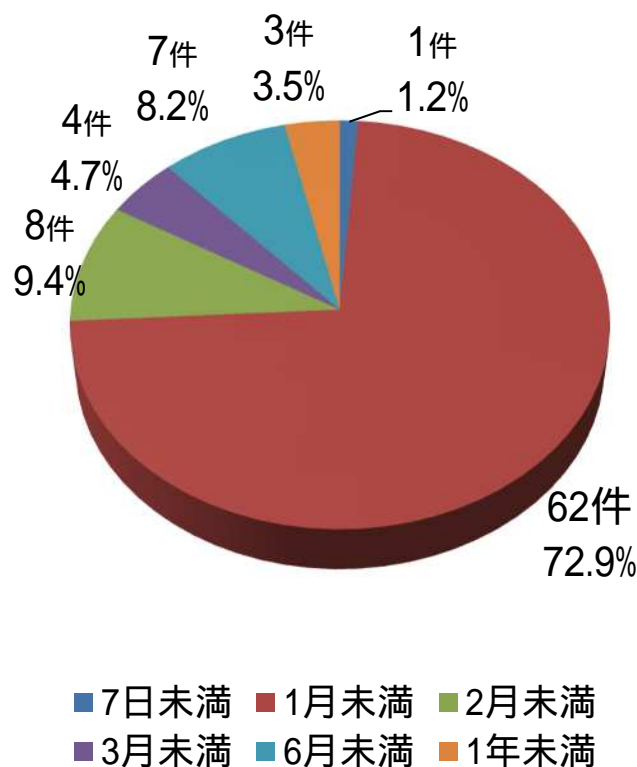
3 発生時間別（製造業）



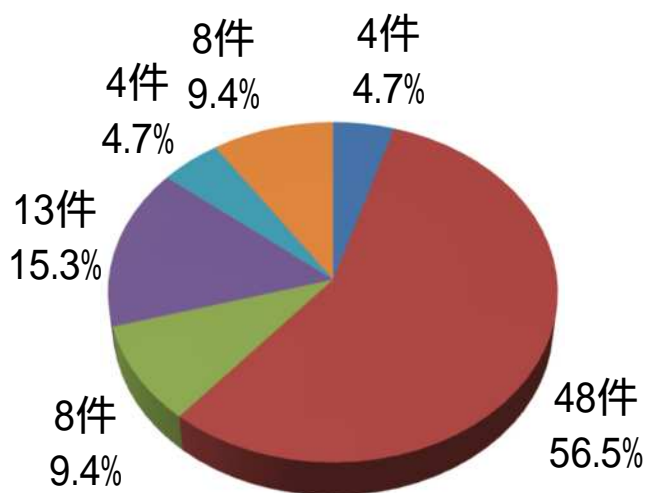
4 発生月別（製造業）



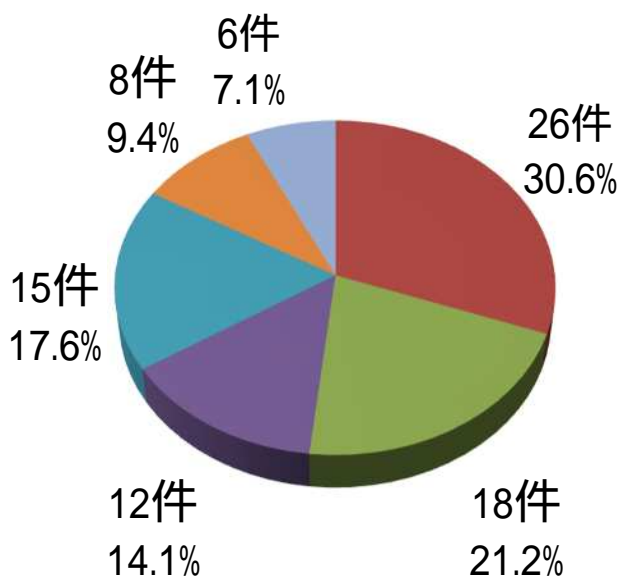
5 休日見込日数別（製造業）



6 被災者の経験年数別（製造業）



7 被災者の年齢別（製造業）



■ 1年未満 ■ 5年未満 ■ 10年未満
 ■ 20年未満 ■ 30年未満 ■ 30年以上

■ 10代 ■ 20代 ■ 30代 ■ 40代
 ■ 50代 ■ 60代 ■ 70代

監督署からのお知らせ

旧規格の安全帯の使用期限が終了しております。

旧規格に適合する安全帯（胴ベルト型（一本つり、U字つり）、フルハーネス型含む）は、2022年1月2日からは使用できなくなりました。速やかに新規格に適合する「要求性能墜落制止用器具」への交換をお願いします。

なお、新規格の墜落制止用器具は、2019年2月1日から販売されています。

また規格適合外の墜落制止用器具が販売されておりますので、ご購入にあたり新規格に適合したものであるかどうかをご確認ください。

石綿障害予防規則が改正施行されております。

アーク溶接等作業において発生する「溶接ヒューム」が特定化学物質障害予防規則の規制対象となりました。

足場等に関する労働安全衛生規則が改正施行されます。

幅が1メートル以上の箇所であれば、原則として本足場の設置（令和6年4月1日から施行）、また足場の点検者の指名と点検記録への記名が義務化（令和5年10月1日から施行）となります。

<p>解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さま</p> <p>建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます</p> <p>石綿は平成18年（2006年）9月から輸入、製造、使用などが禁止（全面禁止）されていますが、それ以外に輸入した建築物、工作物、船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。</p> <p>工事開始前の石綿の有無の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります（令和3年4月～） ■ 建築法第11条の建築物や特定の工作物の解体、改修工事は、事前調査の結果等を電子システム（スマボテック）で届け出ることが義務になります（令和4年4月～） <p>工事開始前の労働基準監督署への届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 石綿が含まれている保護材の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります（令和3年4月～） ■ 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体、改修工事は、事前調査の結果等を電子システム（スマボテック）で届け出ることが義務になります（令和4年4月～） <p>取付石綿・石綿含有保護材等の除去工事に対する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 除去工事が終わって作業場の隔離を解除する前に、資格者による石綿等の取り出しがないことの確認が義務になります（令和3年4月～） <p>石綿含有土・建材・成形体等の除去工事に対する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 石綿が含まれている土・建材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和3年4月～） ■ 石綿が含まれているけい酸カルシウム系第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和2年10月～） ■ 石綿が含まれている成形体等の除去工事は、切断、破砕等のような方法で行うことが原則義務になります（令和2年10月～） <p>写真等による作業の実施状況の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります（令和3年4月～） 	<p>屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ</p> <p>金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます</p> <p>厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康被害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。</p> <p>改正告示令・告示は、令和5年4月1日から施行・適用します。</p> <p>※作業主任者の選任については経過措置があります（令和4年4月1日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● このリーフレットは、金属アーク溶接等作業を伴う作業場や、毎回異なる屋内作業場で行う作業場向けのものです。 ● 金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う場合は、リーフレット「金属アーク溶接等作業を継続して行う作業場」をご覧ください。 <p>※「屋内作業場」とは、以下いずれかに該当する作業場をいいます。 ・作業場の境界の高さが1メートル以上かつ、空間の他の部分へ煙が逃げられない場所 ・作業場の天井が天井の構造に固定されている場所 ※「継続して行う屋内作業場」には、建築中の建築物等で金属アーク溶接等作業を伴う場所等も含まれる場合があります。</p> <p>1. 新たに規制の対象となった物質</p> <p>溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特定化学物質として労働安全衛生法（労働安全）として規制されました。</p> <p>※金属アーク溶接等作業 ・金属アーク溶接等作業 ・アークを伴う溶接作業 ・溶接の準備作業（溶接機、溶接ケーブルの接続、溶接機、溶接ケーブルの接続等） ・溶接機、溶接ケーブルの接続作業 ・溶接機、溶接ケーブルの接続作業 ・溶接機、溶接ケーブルの接続作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質名</th> <th>主な有害性（発がん性、その他の有害性）</th> <th>性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発がん性：亜酸化銅（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性</td> <td>発がん性</td> <td>赤い粉末状の粒子（粒径1～10μm）</td> </tr> <tr> <td>その他：溶接ヒュームに含まれる鉛（Pb） について 三価鉛（Pb²⁺） について</td> <td>鉛中毒</td> <td>赤い粉末状の粒子（粒径1～10μm）</td> </tr> </tbody> </table> <p>厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署</p>	物質名	主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状	発がん性：亜酸化銅（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	発がん性	赤い粉末状の粒子（粒径1～10μm）	その他：溶接ヒュームに含まれる鉛（Pb） について 三価鉛（Pb ²⁺ ） について	鉛中毒	赤い粉末状の粒子（粒径1～10μm）	<p>1 一側足場の使用範囲を明確化</p> <p>主に狭い現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している（※）ことを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。</p> <p>一側足場の例（一社） 本足場の例（一社）</p> <p>（※）令和元～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。</p> <p>2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け</p> <p>足場（つり足場を含む、以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。</p> <p>3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加</p> <p>事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合）については、当該措置の内容に、当該点検者の氏名を追加するもの。</p> <p>4 施行日等</p> <p>公布日：令和5年3月（予定） 施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日</p>
物質名	主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状									
発がん性：亜酸化銅（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	発がん性	赤い粉末状の粒子（粒径1～10μm）									
その他：溶接ヒュームに含まれる鉛（Pb） について 三価鉛（Pb ²⁺ ） について	鉛中毒	赤い粉末状の粒子（粒径1～10μm）									

建設工事着工期労働災害防止運動

STOP! 労働災害 運動期間 令和5年4月1日～6月30日

- 第14 次労働災害防止計画の建設業の重点取組事項**
- > 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの取組
 - > 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく、職場環境の改善の取組
 - > 転倒災害防止対策の取組
 - > 外国人労働者に対する母国語による安全衛生教材を使用した教育の実施



建設工事現場に入場する方は、保護帽に着工期運動のシールを貼り、全員参加で運動の機運を醸成させましょう。

《実施要綱に基づく重点取組事項》

- 各種安全衛生教育を確実に実施しましょう（店社、現場、協力会社としてRA・KYT・TBM等）。
- 新規入場、配置替、能力向上教育等を確実に実施しましょう。
- 移動式クレーンや車両系建設機械等は、リスクアセスメントの評価に基づく作業計画を作成しましょう。
- 職長・作業主任者による適切な作業指揮を実施しましょう。
- 屋根、足場、はしご等からの墜落・転落災害防止措置を確実にに行いましょう。
- 高所作業時に、フルハーネス型墜落制止用器具を使用しましょう。
- 通勤経路の交通ヒヤリマップの作成や、送迎運転者に対する業務の負担軽減に配慮しましょう。



北海道労働局ホームページ
 「建設工事着工期労働災害防止運動」



北海道労働局 ・ 労働基準監督署（支署）

【工事事務所などに掲示しましょう】

室蘭労働基準監督署 労働時間相談・支援班 行

「訪問支援」を希望される場合は、下記のいずれかの方法でお申し込みください。

本用紙に必要事項を記入してメール送信（折り返し担当者から連絡いたします。）

労働基準監督署の「労働時間相談・支援班」への電話又は窓口相談

連絡票

令和 年 月 日

事業場名	
代表者職氏名	
所在地	
電話番号	
担当者職氏名	
個別訪問の希望時期	
相談・支援を希望する内容等（支援希望がある場合は、下記項目に☑してください）	
時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入 長時間労働の削減に向けた取組 労働時間などの設定の改善に取り組む際に利用可能な助成金 安全大会での講話依頼 その他、相談・支援を希望する事項	

送信先メールアドレス：0109houmen@mhlw.go.jp